

(A)

訴 状

2021(令和3)年9月24日

水戸地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 安 江 祐

同 谷 萩 陽 一

同 五 來 則 男

同 木 南 貴 幸

同 三 村 悠 紀 子

同 坂 本 博 之 代

同 飯 田 美 弥 子 代

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

日立市産業廃棄物処分場周辺道路整備事業費支出差止請求住民訴訟事件

訴訟物の価格 160万円

貼用印紙額 1万3000円

第1 請求の趣旨

- 1 令和3年度（2021年度）の予算執行として、新最終処分場周辺道路整備事業費5億1200万円の支出をしてはならない。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

請 求 の 原 因

第1 当事者

- 1 原告らは、いずれも茨城県の住民である。
- 2 被告は、茨城県の公金の支出、契約の締結又は債務そのほか義務の負担などの行為につき権限を有する者である。

第2 本件訴訟の対象となる事業

1 差し止めを求める対象

茨城県笠間市に設置されている産業廃棄物最終処分場「エコフロンティアかさま」をはじめとする茨城県内管理型産業廃棄物最終処分場の残余容量が減少してきたことから、被告は、産業廃棄物最終処分場の整備の在り方について検討を開始し、次項「2」の経過を経て、新たな産業廃棄物最終処分場の整備候補地として、日立市諏訪町日立セメント太平田鉱山跡地（以下「本件候補地」という。）を選定した。

被告はその後、本件候補地への産業廃棄物最終処分場整備事業推進のために、本件候補地への搬入車両通行の新設道路及び周辺道路の改良整備のための新最終処分場周辺道路整備事業（以下「本事業」という。）計画を策定した。

被告は、本事業について、公金を支出し、契約を締結し、又はその債務その他の義務を負担しようとしているところ（以下「公金支出等」という。）、本事業に基づくこれらの行為は次項「第3」のように違法な行為であるため、原告らは本訴において、本事業に基づく公金支出等行為の差し止めを求める。

2 新産業廃棄物最終処分場の候補地選定及び本件事業計画策定に至る経過（甲5）

(1) 平成31年2月に、茨城県産業資源循環協会から被告に対し、公共関与の最終処分場確保の要望が提出された。

これを受け、翌3月、被告は、新産業廃棄物最終処分場整備のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置した。

令和元年8月、検討委員会の提言を踏まえ、被告により新産業廃棄物最終処分場整備の在り方に関する基本方針が策定された。

(2) 令和元年10月7日頃、検討委員会は、特定の法令による規制状況等を踏まえて立地回避区域を設定し、茨城県全域から立地回避区域を除き、整備可能地要件と基本方針の埋立規模要件を満たす46箇所を抽出した（1次スクリーニング）。

(3) 令和元年12月9日、検討委員会は、上記46箇所から、自然条件、生活環境条件、社会条件、建設条件を満たす13箇所を抽出した（2次スクリーニング）。

(4) 令和2年2月17日、検討委員会は、上記13箇所から、現地調査の上、自然環境や生活環境、経済性の観点から絞り込みを行い、城里町上古内、常陸太田市和田町、日立市諏訪町（本件候補地）の3箇所を整備可能地として抽出した（3次スクリーニング）。

(5) 被告は、検討委員会の評価結果を踏まえて、被告として自然環境及び生活環境への影響や事業効率性の観点から、3箇所の整備可能地の評価を行い、最も評価が高い候補地として本件候補地を選定した。

(6) その後、被告は、本件候補地選定当時に想定していた搬入ルートを変更することとして、本件候補地からその南側に位置する山側道路（国道6号石名坂交差点から国道6号日立多賀駅交差点までを結ぶ日立市の市道及び県道日立笠間線の通称）までの区間に新しい道路を整備する計画を策定し、令和3年2月、日立市議会に設置された日立市議会新産業廃棄物最終処分場整備調査特別委員会において、その旨報告をした（甲7）。

第3 違法性

1 主張の概要

被告による本件候補地選定は、①洪水や土砂崩れの危険性についての考慮を欠く点、②本件候補地周辺の道路状況ひいては周辺の交通安全及び道路新設費用についての考慮を欠く点において、判断過程に過誤・欠落の存する違法・不当な判断である。

そして、被告が、本件候補地への産廃処分場建設設計画及び道路新設計画を維持することは、③莫大な公金支出を要することの考慮を欠く点、④道路新設を踏まえて本件候補地を評価すると本件候補地は選定されるべき評価にはならないとの考慮を欠く点において、判断過程に過誤・欠落の存する違法・不当な判断である。

被告が、このような本件事業及びその前提となる本件候補地選定における判断過程の過誤・欠落を看過して本件事業について公金を支出することは、被告に要求される誠実執行義務（地方自治法138条の2）に反する。よって、本件事業に基づく公金支出は違法である。

2 違法性の判断枠組み

地方自治法138条の2は「普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」と定めて、職務執行に際しての誠実執行義務が執行機関に課されていることを明らかにしている。そして、誠実執行義務が法的義務であることは、財務会計行為に関して、執行機関等によるこの義務に違反する行為があれば、住民訴訟の対象たる違法な財務会計行為に該当し、是正が要求される事からも明らかである。

そうである以上、産業廃棄物処理のための措置の方策として行う、新たな産業廃棄物最終処分場の整備候補地の選定やこれに伴う搬入道路の整備方針について、執行機関たる地方公共団体の長に一定の裁量が認められるとしても、同裁量に基づく判断について、判断の基礎となる重要な事実に誤認があること等により判断が重要な事実の

基礎を欠くことになる場合、又は、事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかである場合には、地方自治法244条1項が普通地方公共団体（本件の茨城県）に授権した公の施設の設置に係る普通地方公共団体の長（本件の被告）の裁量権を逸脱し又は濫用したものとして、当該執行機関たる長の誠実執行義務違反（地方自治法138条の2）を構成すると解するべきである。

以下、本件における具体的な被告の誠実執行義務違反について詳述する。

3 ①洪水・土砂崩れの危険性が高いことの不考慮（甲11）

(1) 主張の概要

本件候補地である日立市諏訪町日立セメント太平田鉱山跡地は沢地（唐津沢）であるところ、その地形柄洪水や土砂崩れの危険性が高く、産廃処分場の建設地として不適格であり、かかる点の考慮を欠いて本件事業に基づき公金を支出することは違法である。

以下、詳述する。

(2) 本件候補地の地形上の特質

本件候補地は、唐津沢と呼ばれる沢地であり、日立セメントによる採石が行われていた場所である。唐津沢からの水は北側を流れる鮎川に流入している。採石の跡地には、現在、周辺から流入した雨水や地下水により湖（「唐津沢湖」という。）が形成されている。

本件候補地となっている唐津沢湖の湖底の標高は、海拔約100mであるが、そこが処分場予定地内では最も標高が低い部分であり、予定地内の標高差は約100m、周辺の尾根部分との標高差は200mにも及んでいる。

このように、本件土地は、もともと唐津沢が広がり周辺から水が流れ込んでくる地形であったうえ、採掘により断崖絶壁に囲まれた急峻な深い谷地となったことにより、水が流れこみ、集中豪雨の際には洪水が生じやすく、土砂崩れが生じやすい特質を有する土地である。

(3) 本件候補地に最終処分場を配置した場合の、集中豪雨時のシミュレーション

ア 唐津沢の集水域の広さ

唐津沢の集水域については、原告鈴木鐸士作成の2021年9月10日付文書（甲11）添付の図1に示されているとおり、処分場予定地と思われる図1表示のIの部分（116.300m³）も含めその10倍にも及ぶ面積（1205.200m³）となっている。特に、処分場予定地の上流部となるA及びDの区域はその合計面積は745.7m³と全体の6割以上を占める。この地域に降った雨は、処分場の最上部から処分場内に流入してくることとなる。

イ 豪雨時洪水災害の予測

ところで、水防法は「洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする」法律である。

平成27年の水防法改正に伴い、国交省水管理・国土保全局は平成27年7月付で「浸水想定（洪水、内水）の作成等のための想定最大外力の設定手法」を定め、地域毎に水害に備えるために想定すべき最大降雨量を示している。

それによると、関東地方の想定最大降雨量は、面積が1km²の対象範囲の場合は1時間当たり153mm、面積が31km²までの場合は150mmと定めている。唐津沢は面積が1.2km²であるので、1時間当たりの想定最大降雨量を151mmとして、唐津沢全域における想定最大降雨量を算出し、どれだけの流量が処分場予定地に流入することになるのかを試算してみた。

その結果、処分場予定地の上流にあたる集水域A及びDだけでも、降雨量は1秒あたり31.28m³（A27.04+D4.24 甲11表1）となり、降雨流水量について森林を0.7、岩盤が多く急な山林を0.8と仮定すると、AとDの区域から処分場予定地に流入する流量は毎秒22.32m³となる。

これに唐津沢全体（I, Hは除く）からの流量を加えると、唐津沢の出口部では毎秒32.9m³との結果となる。

これほど大量の水流に対し安全を保障できる洪水対策は現実的に不可能といわざるを得ない。

その結果、施設に被害が生じ廃棄物や汚染水が流出する危険性があるだけでなく、下流の鮎川周辺には、西成沢町や諏訪町など、広大な住宅密集地域が広がっているところ、住宅地への廃棄物や土砂の流入、洪水災害の発生等により、住民の生命身体が危ぶまれる事態にもなりうる。

(4) 洪水・土砂崩災害の危険性を考慮しない本件候補地選定は違法であること

以上、本件候補地は、豪雨時に洪水や土砂崩れによる災害を引き起こす危険性を内包している。現在の唐津沢湖は、期せずして洪水の防災ダムの役割を果たしているというべきである。

それにも関わらず、被告が、本件候補地選定当時、洪水・土砂災害の発生の危険性を考慮せずに本件候補地を選定したことは、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないことによりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠いた、誤った判断と言わざるを得ない。

よって、本件事業について公金支出等を行うことは、違法である

4 ②後に大きな計画変更を必要とするほどの本件候補地周辺の道路状況等の不考慮

(1) 令和2年11月時点での、被告の搬入ルートに関する想定

被告は、本件候補地を最終処分場として利用する際の搬入車両のルートについての被告の想定を問う住民からの質問に対して、次のように回答した（甲6・3頁）。

(i) 北側からのルート

国道6号～油縄子交差点～市道（梅林通り）～県道37号

（県道日立常陸太田線）

(ii) 南側からのルート

国道6号～山側道路～常陸多賀駅入口交差点～国道6号～油縄子交差点
～市道（梅林通り）～県道37号（県道日立常陸太田線）

(iii) 西側からのルート

国道 349 号～県道 37 号（県道日立常陸太田線）

(2) 大きな計画変更（甲 7）

しかし、被告は、本件候補地への搬入車両ルートの計画を次のように改めた。

ア) 油縄子交差点から梅林通りからの搬入を行わない（上記(i)(ii)ルートの撤回）。

イ) 本件候補地から、その南側に位置する山側道路までの区間、新しい道路を整備し、「国道 6 号～大みか町 6 丁目から山側道路～新設道路～本件候補地」とのルートを利用することにする。新設道路から常陸多賀駅入口交差点は使用しない。

ウ) 県道 37 号を改良及び整備し、西側からは、県道 37 号の改良状況を踏まえて搬入を行う。

(3) 本件候補地選定時の考慮不尽

新設道路の整備や既存道路の改良は、莫大な整備費用の追加が必要となる極めて大きな計画変更である。なお、被告が予定する経路の道路新設整備には、後述のように金 200 億円前後の費用を要するものと見込まれる。

被告がこのような計画変更を行った理由は、令和 2 年 11 月当時に被告が想定していた搬入ルート(i)(ii)における梅林通りは、つくしんば保育園やゆなご保育園、諏訪小学校などが並ぶ市街地を通過する道路であるところ、かかる市街地を大型車両が往来することは、周辺住民の交通安全への悪影響となりうることを選定後によく考慮したことによるものと考えられる。

しかし、本件候補地への東側からの搬入ルートとなりうる既存道路が梅林通りだけであることは、本件候補地選定当時から一見して明らかであった。なぜなら、本件候補地の東側に位置する既存道路としては県道 37 号と梅林通りがあるところ、県道 37 号には、国道 6 号に向かう道中に大型車両通行禁止箇所があるため、再処理処分場への車両搬入ルートとして利用することはできないからである。

また、梅林通りが保育園や小学校が立地する市街地を横断すること、そのような市街地を大型車両が往来するとなれば周辺住民の交通安全への悪影響となり、周辺

住民の生命身体への危険や生活への支障になりうることも、本件候補地選定当時の道路状況から明らかであった。

そして、このような周辺住民への影響を回避すべく、新設道路を整備する場合に莫大な費用が必要となるということを被告が容易に想定しうることは論を待たない。

以上のように、本件候補地周辺の道路状況から、本件候補地が最終処分場移設地として選定される場合、既存道路が搬入道路として使用されることによって、周辺住民の生命身体が危ぶまれる事態になりうること、これを避けるべく道路を新設すれば膨大な費用が必要になることは、被告において容易に把握することができた。

それにも関わらず、被告が、かような本件候補地周辺の状況を考慮しなかったことは、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないことによりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠いた、違法不当な判断であったと言わざるを得ない。

よって、本件事業について公金支出等を行うことは、違法である

5 ③新設道路の建設費用を踏まえると、整備候補地への最終処分場移設には、莫大な公金支出が必要となること

(1) 検討委員会における1、2、3次スクリーニングによって、新たな産業廃棄物最終処分場の候補地として、城里町上古内、常陸太田市和田町、日立市諏訪町（本件候補地）の3箇所が整備可能地として抽出されたところ、同3箇所から日立市諏訪町（本件候補地）が処分場候補地として選定されるに際して、自然環境及び生活環境への影響や事業効率性の観点から、上記3箇所の整備可能地について評価がなされた（甲5・13頁）。

同評価の際、本件候補地の概算整備費は208億円とされていた（同15頁）。

同概算費用は、新設搬入道路の建設費用を含まない概算費用である。

そして、新設搬入道路は、本件候補地からその南側に位置する山側道路までの区間に整備される予定である。

ここで、新設道路が接続する山側道路は、平成25年3月25日に開通した道路開設整備のために1kmあたり約46億円の費用を要した（甲10、2070mの

道路開設のために約97億円を要した)ことからすると、山側道路に接続して4～5km設置される予定の新設道路は、その建設整備のために、184億円～230億円、すなわち、200億円前後の費用を要するということになる。

このように、本件候補地の整備には金208億円の概算費用に200億円前後の道路整備費用が追加されるという、膨大な公金支出を要するということになる。

もっとも、本件候補地は高低差の大きい断崖地に位置するため、本件候補地に接続して整備される予定の新設道路には、陸橋の整備が必要になることが予想される。そのため、陸橋の存しない山側道路よりさらに増して建設費用を要する可能性があるものと思料される。

(2) ここで、地方自治法2条14項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにならなければならない。」と定め、地方財政法4条1項も「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定めている。これら各規定は、いずれも地方公共団体や地方行財政の運営の在り方にかかる基本的指針を定めたものであり、最も少ない経費で最大の効果を挙げるよう努めるべきであるとの執行機関に課されている義務を示したものであり、地方公共団体の長が公金を支出するに際して、同義務に反する場合には、同条項、ひいては、誠実執行義務（地方自治法138条の2）に反することになる。

(3) これについて本件を見ると、本件候補地を産廃処理場候補地として計画を進める場合、整備費用は上記のように408億円前後の膨大な費用を要することが見込まれる。

これに対して、1、2、3次スクリーニングの後に被告により行われた評価において、城里町上吉内を処分候補地とする際の概算整備費は約262億円であり、常陸太田市和田町を処分候補地とする際の概算整備費は約202億円である。そうすると、本件候補地の整備費は、他2箇所の整備候補地において見込まれる整備費よ

りも140億円～200億円も上回るということになる。

本件候補地について処分場設置計画を進める場合にかように膨大な追加費用が必要であると見込まれる以上、他2箇所の整備候補地について、整備候補地の評価において問題となった生活環境への影響等への対応策を講じつつ処分場設置計画を進めることができるか、同対応策にどの程度の費用を要するかを検討しながら、より最少の経費で最大の効果を挙げる方法を模索しなければ、最少の経費・最大の効果の原則を定める地方自治法2条14項及び地方財政法4条1項、ひいては誠実執行義務に反するというべきである

かかる検討を行うことなく、被告が本件候補地への処分場設置計画に固執して本事業を推進し、公金支出等を行うことは、誠実執行義務に反し、違法である。

6 ④道路新設を踏まえて本件候補地を評価すると、本件候補地は選定されるべき評価とはならないこと

(1) 3箇所の整備可能地から本件候補地が選定される経緯

被告は、城里町上吉内、常陸太田市和田町、日立市諏訪町（本件候補地）の3箇所について、自然環境及び生活環境への影響や懸念、事業効率性について、14項目の観点から○、△で評価を行い、本件候補地が、○評価の数が最も多い（12個）として、整備候補地に選定した（甲4）。

(2) 道路新設を踏まえた本件候補地の再評価

ア 上述のように、本件候補地が選定された後、本件候補地への搬入ルートについて大幅な計画変更がなされ、新設道路を整備することが決まった。

被告の事業計画においては、本件候補地に最終処分場を設置するうえでは、道路新設は切り離せない。これに加えて、新設道路の整備は、自然環境及び生活環境に影響を与えるものであり、整備費用や維持費用も当然必要となるため、事業効率性にも関わることからすると、本件候補地と新設道路建設を一体の事業計画として、これらによる自然環境及び生活環境への影響や事業効率性を評価しなければ、本件候補地への最終処分場移設という事業計画を正当に評価することは

できない。

そこで、以下、道路新設を踏まえた本件候補地への最終処分場移設についての再評価を行う。

イ 自然評価への影響について

(ア) 地形（造成による影響）

△評価。搬入道路新設により、地形への影響は大きい。

(イ) 地盤・地質（評価に変更なし）

○評価。

(ウ) 植生・動植物

△評価。搬入道路建設により山を切り崩すため山林伐採は避けられず、植生への影響は甚大である。

ウ 生活環境への影響について

(ア) 周辺住居の状況

△評価。搬入道路新設のため、当初評価の「300m 以内 1 戸、 500m 以内 30 戸程度」以上に、事業地に関する周辺住居は増加し、「300m 以内 20 戸、 500m 以内 60 戸程度」として△評価を付された城里町上古内と同程度になる。

(イ) 周辺飲用水の状況（評価に変更なし）

○評価。

(ウ) 浸出水処理（評価に変更なし）

○評価。

(エ) 交通アクセス

△評価。

処分場の交通アクセスとしては、県道 37 号線を利用する西側ルート、新設道路～山側道路～国道 6 号というルートを利用する南側ルートの 2 種類がある。

南側ルートについては、新設道路いかんによるため不明確であるも、西側ルートにおける県道 37 号は、数か所急こう配 10 % の道路であり、つづらざか

あり・幅員減少の道路標識がいくつも続く道路であり、処分場への搬入車両として想定される大型車両の運行は困難である。

(オ) 交通安全への影響（評価に変更なし）

△評価。

(カ) 主な産業等（評価に変更なし）

○評価。

(キ) 自然・文化・観光施設（評価に変更なし）

△評価。

(ク) 処分場の景観への影響

△評価。新設搬入道路開設により、新設道路及び周辺集落から見える可能性がある。

工 事業効率性について

(ア) 地権者数（登記簿上）

△評価。搬入道路新設により、搬入道路が整備される多数の地権者が事業に関わることになる。

(イ) 概算整備費

△評価。上記のとおり、当初の概算整備費約208億円に、搬入道路整備費用として約184億円～230億円を要することになる。

(ウ) 事業利益予測

△評価。当初評価における「約121億円」との事業利益予測の根拠が不明であるが、搬入道路新設によって、搬入道路の整備・維持費用が必要となることから、事業利益は同費用分減少することは避けられない。

(3) 本件候補地の再評価結果は、他2箇所の整備可能地の評価を下回ること

ア 本件候補地選定当時の城里町上古内、常陸太田市和田町の評価と、上記で行った本件候補地の再評価をまとめると、次の表のようになる。

項目	城里町上古内	常陸太田市和田町	本件候補地（再評価）
----	--------	----------	------------

自然環境への影響	○：1, △：2	○：1, △：2	○：1, △：2
生活環境への影響	○：5, △：3	○：3, △：5	○：3, △：5
事業効率性	○：1, △：2	○：2, △：1	○：-, △：3
合計	○：7, △：7	○：6, △：8	○：4, △： 12 10

イ 本件候補地を再評価すると○評価の数は4個であり、城里町上吉内の○評価が7個、常陸太田市和田町の○評価が6個であることからすると、本件候補地は最低評価ということになる。

このように、本件候補地は、新設道路建設という本件候補地への最終処分場設置と切り離せない事情を含めて評価すると、○評価が最も多いとの被選定理由を失い、むしろ、他の整備可能地に比して自然環境及び生活環境への悪影響が大きく、事業効率性において最低評価を受ける場所となった。本件候補地の自然環境及び周辺住民環境への悪影響は、周辺住民の人格権（憲法13条）に直接かかわる事情であることからすると、かかる評価変更は、事業推進に際して、特に考慮すべき事情に他ならない。

以上、道路新設という計画変更により、本件候補地は選定理由を失い、自然環境及び生活環境への悪影響が生じることになったにもかかわらず、このような特に考慮すべき事情を考慮せず、被告が本件候補地への処分場設置計画に固執して本事業を推進し、公金支出等を行うことは、誠実執行義務に反し、違法である。

7 小括

以上のとおり、本事業は被告の誠実執行義務に反し、被告が権限を逸脱ないし濫用して決定、推進するものであるから、これに対する支出は違法な公金の支出となる。

第4 公金の支出がなされる蓋然性

本事業については、令和3年度（2021年度）の本予算において金5億1200万円の予算措置が講じられており（甲3）、これに係る公金の支出等が行われる蓋然

性が高い。

第5 監査請求

原告らは、令和3年6月10日付で茨城県監査委員会に対し、地方自治法242条1項に基づき、本件事業に付き、公金の支出等の差し止めを勧告することを求める住民監査請求を行った（甲1）。しかし、茨城県監査委員会は、令和3年8月23日付でこれを棄却する旨原告らに通知をした（甲2）。原告らは、同監査結果の通知を同月24日以降に受領した。

第6 結語

以上の次第で、原告らは、地方自治法第242条の2第1項第1号に基づき、被告に対し、本件事業への支出の差し止めを求めて本訴に及ぶ。

証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり

附 属 書 類

- | | |
|---------|-----|
| 1 訴状副本 | 1通 |
| 2 甲号証写し | 各1通 |
| 3 訴訟委任状 | 5通 |

令和3年(行ウ)第 号 日立市産廃処分場道路整備費用支出差止請求住民訴訟事件
原 告 荒 川 照 明 外4名
被 告 茨城県知事 大井川和彦

証 抱 説 明 書

2021(令和3)年9月24日

水戸地方裁判所 民事部 御 中

原告ら訴訟代理人弁護士 安 江

祐

外

甲号証について、以下のとおり説明する。

号証	標目(原本・写しの別)		作成日	作 成 者	立 証 趣 旨
1	茨城県職員措置監査請求書	写し	R3. 6. 10	原告ら	原告らが茨城県監査委員に対して監査請求を行ったこと。
2	監査結果	写し	R3. 8. 23	茨城県監査委員会	甲1の監査請求に対しする監査結果の内容。
3	令和3年度予算関係資料(抜粋)	写し	R3. 2. 18	被告	令和3年度本予算において、新最終処分場周辺道路整備事業費として5億1200万円が計上されていること。
4	公共関与による新産業廃棄物最終処分場整備候補地について	写し	R2. 5. 26	被告	新産業廃棄物最終処分場の候補地選定の経過、新最終処分場周辺道路整備事業計画策定に至る経過、その他これら事業に関する被告の説明内容。
5	新産業廃棄物最終処分場の整備について住民説明会資料	写し	R2. 6	被告	新産業廃棄物最終処分場の候補地選定の経過、新最終処分場周辺道路整備事業計画策定に至る経過、その他これら事業に関する被告の説明内容。
6	新産業廃棄物最終処分場の整備について<住民説明会でいただいたご意見等への回答>	写し	R2. 11	被告	本件候補地への搬入ルートに関する被告の当時の想定、その他本件事業等に関する被告の説明内容。

号証	標目（原本・写しの別）		作成日	作 成 者	立 証 趣 旨
7	新産業廃棄物最終処分場の整備について フォローアップ説明会資料	写し	R3. 3	被告	本件候補地への搬入ルートについて計画変更がなされたこと及びその内容、そのほか本事業等に関する被告の説明内容。
8	配置イメージ図	写し	R3. 4	被告	本件候補地への最終処分場配置図として被告が公表している内容。
9	新産業廃棄物最終処分場整備に向けた課題への対応策に関するご意見と県の考え方	写し	R3. 6	被告	本件候補地への搬入ルートについて計画変更がなされたこと及びその内容、そのほか本事業等に関する被告の説明内容。
10	なるほど公共事業 N○136	写し	H25	被告	新設道路が接続する予定の既存道路・山側道路は、2070mの道路開設整備のために約97億円を要したこと。
11	唐津沢に廃棄物処分場を設置すると豪雨時洪水災害対策は不可能である	写し	R3. 9. 10	原告鈴木鐸士	本件候補地である日立市諏訪町太平田鉱山跡地は沢地（唐津沢）であるところ、その地形柄洪水や土砂崩れの危険性が高く、産廃処分場の建設地として不適格であること。

以 上